

平成 2 3 年第 2 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

9 月 会 議

## 平成23年第2回森町議会定例会9月会議会議録（第2日目）

平成23年9月9日（金曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 0時00分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 1号 物品購入契約の締結について（スクールバスの購入）
- 3 議案第 2号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3号 東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例制定について
- 5 議案第 4号 東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について
- 6 議案第 5号 東日本大震災の被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について
- 7 議案第 6号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 8 議案第 7号 平成23年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 9 議案第 8号 平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 9号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第10号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第11号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第12号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第13号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第14号 平成23年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 報告第 1号 平成22年度森町財政健全化判断比率について
- 17 報告第 2号 平成22年度森町資金不足比率について
- 18 認定第 1号 平成22年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成22年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 平成22年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 19 議員派遣の件について
- 20 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	宮本	秀逸君
	4番	松田	兼宗君		5番	前本	幸政君
	6番	川村	寛君		7番	西村	豊君
	8番	木村	俊広君		9番	堀合	哲哉君
	10番	中村	良実君		11番	小杉	久美子君
	12番	長岡	輝仁君		13番	三浦	浩三君
	14番	東	秀憲君		15番	黒田	勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤	克男君
副町長	増田	裕司君
総務課長	片野	滋君
総務課参事	佐々木	陽市郎君
出納室長	菊池	一夫君
防災交通課長	久保	康人君
契約管理課長	竹浪	孝義君
企画振興課長	伊藤	昇君
税務課長	泉	一法君
収納管理課長	野田	勝正君
保健福祉課長	佐藤	洋君
保健福祉課参事	木村	浩二君
住民生活課長	竹内	明君
環境課長	横内	仁司君
環境課参事	木村	哲二君
農林課長	山田	仁君
水産課長	島倉	秀俊君
商工労働観光課長	金谷	孝己君
建設課長	小井田	徹君
上下水道課長	石島	則幸君
上下水道課技術長	若松	幸弘君
教育長	磯辺	吉隆君
学校教育課長	芳賀	幸則君
社会教育課長	澤口	幸男君

体育課長	谷口方規君
給食センター長	坂尻正純君
生涯学習課長	中島将尊君
さくらの園・園長	釣隆吉君
病院事務長	成田研造君
消防長	山田春一君
消防署長	松川眞也君
砂原支所長	輪島忠徳君
町民サービス課長	清水雅信君
保健対策課長	川村光夫君

○出席事務局職員

事務局長	本間一男君
事務局次長	藤田司志君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 物品購入契約の締結について（スクールバスの購入）
- 2 議案第 2 号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例制定について
- 4 議案第 4 号 東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について
- 5 議案第 5 号 東日本大震災の被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について
- 6 議案第 6 号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 7 議案第 7 号 平成23年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 8 議案第 8 号 平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 9 号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第10号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第11号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第12号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第13号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 14 議案第14号 平成23年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 報告第 1 号 平成22年度森町財政健全化判断比率について

- 1 6 報告第 2 号 平成 2 2 年度森町資金不足比率について
- 1 7 認定第 1 号 平成 2 2 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 2 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 2 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 2 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、西村豊君、8番、木村俊広君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第2、議案第1号 物品購入契約の締結について（スクールバスの購入）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（芳賀幸則君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、物品購入契約の締結についてでございます。

地方自治法第96条第1項8号の規定に従い、森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的はスクールバス購入事業、契約の方法は指名競争入札、契約の金額1,417万5,000円、契約の相手方、北海道北斗市萩野33番地の81、函館日野自動車株式会社でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○15番（黒田勝幸君） まず、今スクールバスについてご説明がありました。まず、議員協議会においても課長より説明をいただいたことでございますけれども、重複しますけれども、再度お願いします。

まず、入札の時期等、いわゆる契約、今回の入札に何社か参加したと思っておりますけれども、それぞれの金額をお願いします。

○学校教育課長（芳賀幸則君） 契約の時期、入札の期日でございますけれども、入札の期日につきましては23年の4月11日に実施してございます。入札のご案内でございますが、

5社で案内しておりますが、2社辞退で3社で入札を行っております。あと、契約の金額のほうでございますけれども、税抜きで1番札が1,350万、2番札が1,368万、3番札が1,634万円でございます。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） この入札の参加の会社、それと金額というものは、これ必ず毎度聞かれるのだ。ですから、あらかじめこういうものを提出する場合は、裏のほうでもいいから、参加の会社と金額を入れていただきたいと。そうすると、手間省けますから。

それから、入札が4月11日か、しましたよね。それで、仮契約というのすると思うのですけれども、そして仮契約したらなるべく速やかにいわゆる締結についてを議会に提案されるということが通常だと思います。それがこれまでおくれた理由は何ですか。

○学校教育課長（芳賀幸則君） まず、おくれた理由でございますが、私たちはこの仕事を生活の糧にして仕事しております。今回の議案提出がおくれましたことにつきましては、日々緊張感のない仕事をしていると言われても仕方のないことと思っております。今後は、このようなことのないように十分注意して、緊張感を持った仕事をしてまいりたいと思います。大変申しわけございません。

○15番（黒田勝幸君） これで3回目なので、教育長に聞きます。

いわゆる教育委員会の責任者として、この件についてどう思うかということと、まず今課長から謝罪のお言葉をいただきました。それでいいのですか。いわゆる注意したのかな。処分と言えちょっと言葉がきつくなりますけれども、この件について教育長として、それぞれの担当課長なり係長なりいるのしょうけれども、その辺に対してどういう注意なり処分なりどう考えているか。それとあわせて、その話を聞きまして最高責任者であります町長の感想も聞きたいと思えます。

以上です。

○教育長（磯辺吉隆君） お答え申し上げます。

経過につきましては、説明につきましては今課長からの説明のとおりでございますけれども、教育長としてもこのことについては大変重く責任を受けとめているところでございます。この議会が終わりましたら、私はまだ皆には、職員には言っておりませんが、全職員を集めて、これだけでなくやはり全職員に対してこれから下半期に向けて仕事をきちっとやってもらいたいというふうなことで訓示をする予定でおります。今結論からいいますと、芳賀課長が言ったとおりそれを仕事としているわけでございます。これに至った経過は、まだまだ課長は細かいことは話はしませんでした。結果としてはそういうふうなことであり、私もそのように思っているところでございます。いずれにしましても、今後こういうことがないように、全職員についてそれぞれの職場でまだまだ改善しなければならない点も含めて、もう一度これを認識させるというふうなことの教育長の立場において、今そういうふうなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 私のところに芳賀課長、そして教育長が来て、この件について謝罪しておりました。私のほうから口頭で厳しく注意を促しておきました。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） 確認の意味で1つお伺いしておきますけれども、経緯、経過等きのうから詳しくお話しいただきましたし、その件についてはわかったのですが、この時期がずれたことによりまして古い車を今まで使っていたというような形になりますけれども、車検等の問題で何か不都合がございましたか。それだけ確認したいと思います。

○学校教育課長（芳賀幸則君） 車検等の事務については、一切支障は起きてございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第2号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（泉 一法君） それでは、議案第2号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面の森町税条例の一部を改正する条例については、別紙説明資料ナンバー1により説明いたします。

条例改正の提案理由でございます。本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第38号）が成立し、平成23年6月30日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、1点目としまして個人住民税における寄附金税制の拡充でございます。

2点目につきましては、租税罰則の見直しでございます。

3点目にしましては、その他関係法令等の改正に伴う整備でございます。

それでは、改正点についてご説明申し上げます。なお、大量の条文改正になりますため、条例の朗読を省略とさせていただきます、主な改正点のみの説明とさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。2ページの、次のページになります、森町税条例新旧対照表をごらんください。（町民税の納税管理人に係る不申告に係る過料）、第26条第1項は、過料の上限額の引き上げでありまして、3万円を10万円に改めるものでございます。

2ページ中段から3ページまでの寄附金税額控除、第34条の7は条文の整備をするほか、3ページ、第1項第2号は認定NPO法人以外のNPO法人についても条例で指定することによりまして町民税から控除することを可能とするための規定であります。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。町民税の申告、第36条の2の第1項中は、第34条の7第1項第2号新設による規定の整備であります。

5ページ、同条中第6項は、第34条の7第1項第2号の寄附金について寄附金控除、税額控除を受けようとする場合の申告に係る規定の新設でありまして、以下の項については第6項新設に伴う項の繰り下げでございます。

36条の3第2項は、条文の整備であります。

次に、町民税に係る不申告に関する過料でございます。第36条の4第1項中、納税義務者のうちを納税義務者がに、同条第7項若しくは第8項を同条第8項若しくは第9項に、3万円を10万円に改めるものでございます。

続きまして、退職所得申告書の不提出に関する過料、第53条の10第1項中、3万円を10万円に改めるものでございます。

6ページをお開きください。固定資産税の課税標準、第61条第9項及び第10項中、第349条の3第11項を第349条の3第12項に改めるものでございます。

中段の固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第65条第1項中、3万円を10万円に改めるものでございます。

下段の固定資産税に係る不申告に関する過料、第75条第1項中、3万円を10万円に改めるものでございます。

次に、7ページ、軽自動車に係る不申告等に関する過料、第88条第1項中、3万円を10万円に改めるものでございます。

たばこ税に係る不申告に関する過料、第100条の2は、過料に関する規定の新設でございます。

鉱産税に係る不申告に関する過料、第105条の2についても過料に関する規定の新設でございます。

鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第107条第1項中、3万円を10万円に改めるものでございます。

次に、8ページ、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第133条第1

項中、3万円を10万円に改めるものでございます。

同じく特別土地保有税に係る不申告に関する過料、第139条の2は、過料に関する規定の新設であります。

特別土地保有税の減免、第139条の3は、第139条の2新設に伴う条の繰り下げでございます。

次に、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪でございます。第151条第1項中、3万円以下の罰金刑を10万円以下の過料に改め、次ページ、同条第2項中、罰金刑を過料に改め、同条に第3項、第4項を加えるものでございます。

9ページ中段の附則でございます。寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則第7条の4は、条文の整備でございます。

10ページ、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第8条第1項は、適用期間の延長で、平成24年度を平成27年度に、棒線部分は条文の整備であります。

同条第2項についても同様に条文の整備であります。

11ページの中段に入ります。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告、附則第10条の2は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、下段の上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、第16条の3から15ページ下段の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の4につきましては附則第7条の4の改正に伴う規定の整備及び第34条の7の改正に伴う規定の整備であります。

17ページ、別表第1、別表第2は、34条の7関係の改正による整備及び表の追加でありまして、当該条例においては控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものでございます。

次に、18ページ、森町税条例の一部を改正する条例新旧対照表、これにつきましては議案7ページの第2条関係であります。個人の町民税に関する経過措置、附則第2条第6項中は、条例第34条の7の改正に伴う規定の整備であります。

同条第10項、第17項及び次ページの第22項は、適用期間の延長であり、平成23年12月31日を平成25年12月31日に改めるものでございます。

次に、20ページ、森町税条例の一部を改正する条例新旧対照表、これにつきましては議案7ページの第3条関係であります。附則第1条第4項中、平成25年1月1日を平成27年1月1日に改めるものでございます。

附則第2条第6項中、平成25年度を平成27年度に改めるものでございます。

議案の7ページに戻りまして、改正附則について説明いたします。施行期日、第1条は、公布の日から施行するものでございます。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

8ページからの第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措

置、第4条は森町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置、第5条は罰則に関する経過措置をそれぞれ規定を整備したものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第3号 東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（泉 一法君） 議案第3号 東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面の東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例につきましては、別紙資料2により説明いたします。

条例制定の提案理由でございます。本案は、平成23年3月11日発生 of 東日本大震災に係る災害被災者に対し、その被害の程度に応じて平成23年度町民税の軽減または免除の減免措置を行うため、地方税法の規定に基づく特例措置を設け、町民税の減免に対応しようとするものであります。

減免の内容につきましては、東日本大震災により森町内で貝類養殖施設に損害を受け、その収穫物に係る収入が減少した者に対し、その者の前年の合計所得金額に応じた割合で町民税を軽減または免除するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。条文の内容でございます。まず、第1条、災害減免の特例につきましては、本条例の制定目的を記載しております。

第2条は、減免の対象事由、軽減または免除の割合を規定しています。また、平年における収入金額及び前年の所得金額の基準等を規定しております。

次ページ、第3条は、手続規定をしております。申請の届け出が必要でございます。

第4条は、減免の取り消し規定を定めております。

第5条は、納期限の延長を定めております。

第6条は、この条例に定めるほか、必要なことに関し規則で定めることを規定しております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。よろしいですか。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第4号 東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（泉 一法君） 議案第4号 東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面の東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例については、別紙資料ナンバー3により説明いたします。

まず、条例制定の提案理由でございます。本案は、平成23年3月11日発生の東日本大震災に係る災害被災者に対し、その被害の程度に応じて平成23年度国民健康保険税の軽減または免除の減免措置を行うため、地方税法の規定に基づく特例措置を設け、国民健康保険税の減免に対応しようとするものであります。

減免の内容でございますけれども、1つ目としまして東日本大震災により森町内で貝類養殖施設に損害を受け、その収穫物に係る収入が減少した者に対し、その者の前年の合計所得金額に応じた割合で国民健康保険税を軽減または免除するものでございます。

2つ目としまして、東北、関東地域の国の指定を受けている被災区域から森町に転入された方に対して、主たる生計維持者の死亡や家屋の滅失等の一定の要件を満たす者のその状況に応じ軽減または免除する措置を規定するものとなっております。

次のページ、2ページにつきましては、条文の説明となっております。まず、第1条、災害減免の特例については、本条例の制定目的を記載しております。

2ページから6ページの上段までの第2条は、国民健康保険税の減免の対象事由、軽減または免除の割合を規定しております。

同条第1項第1号、同じく第2号及び第5号については、大震災を生じた日に特定被災区域に住所を有した者に対する減免基準を規定しております。

第3号、第4号は、原子力発電所からの避難及び退避区域からの対象となっている者に対する基準を規定しております。

第6号は、震災時に森町在住の方の基準を規定しております。

6ページ、第3条は、手続を規定しております。申請の届け出が必要でございます。

第4条は、減免の取り消し規定を定めております。

第5条は、納期限の延長を定めております。

第6条は、この条例に定めるほか、必要なことに関し規則で定めることを規定しております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第5号 東日本大震災の被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、ただいま議題となりました議案第5号 東日本大震災の被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について説明申し上げます。

資料のナンバー4でご説明させていただきます。

最初に、提案理由でございますが、平成23年3月11日発生の東日本大震災に係る災害被災者に対して、その被害の程度に応じて平成23年度介護保険料の軽減または免除の減免措置を行うため、介護保険法の規定に基づく特例措置を設け、介護保険料の減免に対応しようとするものでございます。

減免の内容のほうに入りたいと思います。1番目、2番目ともに今税務課長のほうからご説明あった国民健康保険税の減免とほとんど同様の内容となっておりますので、省略させていただきますと思います。

それでは、資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。第1条では、制定の目的を記載してございます。第1条、東日本大震災による被災者に対して課する平成23年度分の介護保険料の減免については、この条例の定めるところによることとしてございます。

第2条では、減免の対象事由、軽減または免除の割合を規定しております。

なお、第2条の第1号から4ページの第6号までにつきましては、東北、関東地域の被災区域から森町に転入された方に対する減免内容でございます。

次に、5ページ、第7号におきましては、これは森町内で貝類養殖施設に損害を受けた方に対する減免内容を記載してございます。

最後に、6ページの第3条から第5条につきましては、減免の手続等を規定しておりますのでございます。

以上、簡単でございますけれども、東日本大震災の被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第6号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 議案第6号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

変更の内容につきましてご説明申し上げます。裏面の過疎地域自立促進市町村計画、変更をごらん願います。計画の区分であります、5、医療の確保であります。変更計画の事業名、事業内容であります、アンダーラインでお示ししております計画書の30ページ、14行目から16行目までに追加するものであります。事業名は、（3）、過疎地域自立促進特別事業であります。事業の内容の医師確保対策事業であります、救急医療等の確保により地域住民の生命を守り、公立病院としての役割を果たすため、医師不足を解消し、充実した医療体制を構築することで、住民が安心して生活できるという国民健康保険病院としての役割を発揮させるため本事業の追加をするものであります。事業主体につきましては、森町でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

○9番（堀合哲哉君） 2点ほどお聞きしたいと思えます。

過疎地域の自立促進市町村計画に基づいてというか、変更されるということですよ。それで、変更した部分が医師確保対策事業なのだよということだと思います。それで、ここで医師対策事業に6,000万という金額が明示されております。それで、具体的に医師確保で何をやろうとしているのかということなのですが、そのお金の使い道というのはどういようなお金でお考えになっているのか。その前段で企画振興課長のほうからお話しいただきたい点は、この制度を使うことによって町として財政支出の関係、その辺の内容についてご説明いただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 私のほうからは、計画に基づいた部分のみをご説明申し上げたいと思えます。

今回の市町村の計画につきましては、規定で決まっております、市町村全体に影響を及ぼすことが大きいものにつきまして議会の議決を得て、国に対して変更計画を承認をいただくということでございまして、将来的に私の計画のほうでは文言の部分で医師確保対策という部分の承認を得るということでございまして、細部につきましては担当課になるかと思っております。

（「制度内容については、いいですか、説明」の声あり）

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

この過疎地域自立促進市町村計画は、地域の今回の……大変申しわけございません。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○企画振興課長（伊藤 昇君） この計画の部分の総体の中でございますけれども、あくまでも事業の認定をいただいて、例えば国庫補助の許可ですとか、それから起債の許可をいただくための国の承認を変更計画としていただくという制度でございます。

○病院事務長（成田研造君） お答えします。

今回の過疎地域自立促進特別事業については2点ございます。1点は、現在函館中央病院から整形外科と泌尿器科、それぞれ派遣をしていただいております。ここに要する経費約1,700万程度。もう一点は、祝祭日、土曜日、日曜日、この休日等の医師を確保するための経費ということで約4,300万ほど、合わせて6,000万今予定しておりますけれども、この制度を活用することによりまして交付税措置が、理論償還でございますが、7割の財政措置がございます。こういうものを活用しながら、病院の経営に寄与していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） 課長からも説明いただきましたけれども、今、議会でこれ議決というか、承認するというので、それでこれを国に上げるというお話をされましたよね。国に上げて承認されないうちに一般会計予算で6,000万盛るというのはどういうことなのでしょう。これ承認されるということ。その辺、事の経過が私よくわからないものですから、一般的には承認受けて一般会計に盛らさる内容だろうと思うのだけれども、同時進行でやるというのはこれどういうことなのでしょう。手続上の問題点は、一切ないということでしょうか。制度的に説明してください。

○総務課長（片野 滋君） 私のほうからご説明申し上げます。

今回の過疎計画の変更につきましては、今説明のあったとおりこの内容でもって変更し、議会の議決を求めようとするものでございます。それにあわせまして森町としましても計画にのっとった予算を今計上しようとしているところでございまして、仮にこれが例えば起債で6,000万計上してございますが、計画が認められない場合はそれに沿った形でまた変更せざるを得ないと、そのようになると思っております。

以上でございます。

○9番（堀合哲哉君） 今の総務課長の説明もよくわからないのです。要するにここの事業債を使うということは、もう後で変更すればいいという内容ではないと私は思っているのです。というのは、では今の森町の財政状況を見たとき、6,000万というお金病院で出せるのか出せないのかという話になるのです。だから、その辺がいわゆる制度と今、議会で承認をもらって、私承認することに反対して言っているのではないのです。だから、その辺は違うのではないのかなと思うのだけれども、どうなのでしょう。先ほど法的な感じで

も問題なかった。法的な部分では一切問題ないのです、教育委員会のスクールバスの件は。それでもこれだけの意見出たわけです。だから、そういうことを考えたら、やっぱりこれ手順的にどうなのですかということなのです。だから、その辺もうちょっと説明をいただきたい。変更計画を議会で承認されたと同時に、もうこれは国に提出しても認められるのですよということだったら、そうやって説明してくださればいいのです。いかがですか。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えします。

まず、計画のほうの流れでございます。これにつきましては、制度上、この議案を出す前に知事との協議がまず必要になってございまして、協議が調った後に議会の議決を得て、その後に国に提出をするという状況、そういう流れでございます。その中でこの過疎計画につきましては、計画の部分だけでございますけれども、27年度までこの計画がございまして。その中で全体の27年度までの間の医療の確保という部分の事業の承認を得るということでの変更計画を国に議決をいただきましてから提出をするというような流れとなっております。私のほうから財政のほうはちょっと所管違いますので。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。

○病院事務長（成田研造君） 失礼いたしました。この6,000万の事業費の内訳でございますが、2点ございます。1点は、先ほどもお話ししたとおり現行の中央病院から整形外科、泌尿器科、この医師の派遣経費が1つでございます。もう一点は、土日、祝祭日、宿日直及び日勤の非常勤医師の報償費、旅費、こういうものの報償費の経費4,300万、合わせて6,000万でございます。このような医師不足から、非常勤医師に頼らざるを得ない状況になっておりますが、この制度を活用して既存の6,000万を過疎債を充当しながら、交付税の理論償還になりますが、7割の財政措置があるというメリットが生じてくるということでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。

○副町長（増田裕司君） それでは、私のほうから少し申し上げたいと思うのですが、この過疎地域自立促進市町村計画の流れにつきましては今まで何度かお話ししております。何で突然出てくるのだというお話だと思うのですが、成田事務長が申し上げましたように、本来であれば年度の当初に計画を立てて、予算とセットにということなのでございますが、実は国のほうとの協議もある程度終えてございまして、先ほどの6,000万の中身でございます。平たく言えば理論償還上交付税バックが大きいものですから、どうせ町立病院に使う金であれば、メニューに入っていれば有利な金を借りて使えるかもしれない。ですから、計画に入っていないので、計画変更をいたしまして、借りれるのであればそれをお借りをして有利な財政対策に充てたい。ただし、これは申し込みが多いものですから、申し込んだとおりに当たるとは限りません。その場合は、また別な手続、町として予算上の手続はしますけれども。ということで、この計画を変更していただければ有利な起債の適用がされるかもしれないということで、ただしそれは結果的にはどのくらい当たるかわからないという

ことなものですから、現時点ではそういうことで財政振りかえに当たりたいという計画の趣旨でございます。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 関連になりますけれども、そういうこと聞いているわけではないでしょう。今ここで議決をとって、これ国に出すのでしょうか。それで、ゴーサインが出て初めてお金もらえることはわかるから、その時点でやるのが本来の姿でないかと。この一般会計のことだよ。出てくるのだから、今これから。そのことを言っているのでしょうか、質問者は。だから、使い道が云々というのは説明でわかりました。そのことを言っているのではないから、副町長。手順のことを言っているのです。その辺どうなのですか。まだゴーサインも出ないのに、もうここで予算補正でもあれして議決していいのですかということを知っているのだから。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（片野 滋君） それでは、先ほどのご質問に対して回答いたします。

先ほどの趣旨につきましては、この過疎計画がここで議決される前にいわゆる一般会計の予算にそれを提案することはどうなのだという趣旨の質問であったろうと思います。まず、地方自治法の210条の中に予算という項目がございます、予算は総計予算主義の原則と。一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。また、211条においては、予算の調製及び議決という条項がございます、普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない、このように自治法の中で規定されているところでございます。これによりまして予算というのは、地方公共団体が1年に必要とする金銭の支出予定計画であり、あくまでも計画であり、その支出計画において予算上における収入、支出、これらの一切のものを提案し、議決を得るという解釈と私はとりますので、必ずしも今この過疎計画が議会で議決を得ないとか、また国のほうの承認がなければ予算を提案できないと、そのようには解釈とってございません。ですから、仮に国の承認がなければ今の事業については、やるやらないはこれまた議会の議決でございますが、その財源については別途考えるという結果になろうかと思えます。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 説明ありがとうございます。同時進行が悪いとは言っていないので、今課長の説明でそういうこともあるのだなということがわかりました。そういうようなことで今後もこういうことがあろうかと思えますので、やはりちゃんと説明をしてわか

る、我々に理解してもらえるような説明を今後もお願いしたいなど、このように思っております。

終わります。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第7号 平成23年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第7号についてご説明いたします。

本案は、平成23年度森町一般会計補正予算の第4回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,078万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億8,373万6,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の変更は、第2表、地方債補正のとおりでございます。

以下、6ページからの事項別明細書によりご説明いたします。まず、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税8,223万8,000円につきましては、臨時財政対策債減額部分の調整、これが4,789万5,000円、それと今回の補正の財源といたしまして3,434万3,000円を計上しようとするものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節2中学校費補助金310万4,000円につきましては、耐震改修事業に係る安心・安全な学校づくり交付金が増加したため計上しようとするものでございます。

款15道支出金、項2道補助金、目7電源立地地域対策交付金509万7,000円につきましては、歳出予算でもご説明いたしますが、介護サービス事業へ繰り出しを行い、さくらの園リフトバス購入費に充当しようとするものでございます。

8ページをお開き願います。款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金380万7,000円につきましては、平成22年度からの繰越金を補正の財源に充当しようとするものでございます。

款21町債、項1町債、目4臨時財政対策債4,789万5,000円の減額につきましては、普通交付税の交付決定と同時に臨時財政対策債が決定し、当初予算計上額よりも4,789万5,000円減額となったものでございます。

目5衛生債、節1医師確保対策事業債6,000万円につきましては、ただいま議案6号で審議をいただきました過疎地域自立促進市町村計画を変更して医師確保対策事業債を計上しようとするものでございます。

続いて、歳出でございます。10ページをお開き願いたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節19負担金補助及び交付金50万円につきましては、道央自動車道森インターチェンジ開通記念事業費として計上しようとするものでございます。

目9防災対策費、節11需用費9万4,000円につきましては、9月30日に予定しております防災避難訓練に要する経費を計上しようとするものでございます。また、節18備品購入費29万4,000円につきましては、防災行政無線戸別受信機7台をこれまで設置されておられませんでした森地区の議会議員のお宅に設置しようとするものでございます。

それと、款3民生費、項1社会福祉費、目3社会福祉施設費、節15工事請負費205万円につきましては、尾白内生活館排水設備工事費として当初予算に計上してございましたが、この地区は地下水位が高く、工事施工方法に変更が必要となり、今回補正して工事を施工しようとするものでございます。これにつきましては、資料ナンバー11番を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。それから、節18備品購入費59万8,000円につきましては、森町の避難施設に指定されております砂原地区会館6施設にテレビを設置しようとするものでございます。

目4老人福祉総務費、節28繰出金565万2,000円につきましては、森町介護サービス事業特別会計へ繰り出し、先ほどのさくらの園リフトバス購入に充当しようとするものでございます。

12ページをお開き願いたいと思います。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節8報償費100万円の補正につきましては、ことぶき出産奨励金の増加が見込まれることから増額しようとするものでございます。

目2児童福祉施設費、節11需用費172万8,000円につきましては、学童保育施設屋根塗装等の補修工事として142万8,000円、同じくその施設の給湯器修繕に30万円、これを計上しようとするものでございます。

目3保育所費、節15工事請負費324万8,000円につきましては、先ほどの尾白内生活館と同様に工事施工方法に変更が生じたため、増額補正しようとするものでございます。資料につきましては、12番を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6病院費6,000万円につきましては、歳入で起債で説明しましたとおり過疎地域自立促進市町村計画を変更し、医師確保対策事業として国民健康保険病院事業会計へ補助金を交付しようとするものでございます。

下段の款5労働費、項1労働諸費、目2緊急就労対策事業費、節13委託料960万7,000円

につきましては、冬期就労対策事業委託料でございます。

14ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目9山村振興施設管理費、節11需用費90万円につきましては、ちゃっぷ林館の各種ポンプが経年劣化のために修繕が必要となり、修繕料を計上しようとするものでございます。

項3水産業費、目3水産施設管理費、節11需用費44万4,000円につきましては、水産系副産物再資源化施設に配置しておりますホイールローダーに修繕が必要となったため、計上しようとするものでございます。

16ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節11需用費161万円の補正につきましては、上台町17号線ロードヒーティング自動制御器修繕料155万円が主ものとなっております。資料につきましては、ナンバー5を提出していただきますので、ご参照いただきたいと思います。

目3道路橋梁新設改良費、節15工事請負費300万円につきましては、鷲ノ木町4号線道路改修工事費でございます。資料ナンバー6を提出していただきますので、ご参照いただきたいと思います。

下段の款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節4共済費638万4,000円につきましては、今回の東日本大震災により251名の消防団員が死亡または行方不明となっており、公務災害補償のための財源措置が課題となっております。このたび消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、追加負担金が生じたものでございます。この追加負担金につきましては、消防団員1人当たり2万2,800円で、森町の団員数は280名となることから、総額638万4,000円となるものでございます。なお、この追加負担金につきましては、平成23年度限りのものでございます。

18ページをお開き願いたいと思います。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費162万3,000円の補正につきましては、7月1日の人事の異動により臨時職員1名が異動したことによりまして計上したものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費95万5,000円につきましては、森小学校駐車場排水設備修繕、その他駒ヶ岳小学校、鷲ノ木小学校の施設改修経費でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費105万4,000円につきましては、スクールバスの修繕、また森中学校柔道場整備に係る修繕料を補正しようとするものでございます。

目2教育振興費、節19負担金補助及び交付金171万8,000円につきましては、各種競技大会等参加負担金に不足が生じたので、補正しようとするものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費、節19負担金補助及び交付金81万6,000円につきましては、芸術鑑賞事業として札幌交響楽団演奏会を開催いたしたく、芸術鑑賞事業補助金を補正しようとするものでございます。

20ページをお開き願います。目2公民館費、節11需用費34万2,000円の補正につきましては、森町公民館舞台つり物用マニラロープが経年劣化のために傷んでおりますので、修繕しようとするものでございます。

款12公債費につきましては、目1元金、目2利子ともに財源内訳の変更によるものでございます。

以上、議案第7号 平成23年度森町一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

○15番（黒田勝幸君） 11ページ、これは防災対策費、備品購入費29万4,000円、今説明がございました。課長の説明では、森地区の議員7名に対しまして防災無線を設置してくださいと。これは、町長が本会議の中で約束してくれたことで、早速実現してくれるということで、大変ありがとうございます。それで、これはいつごろ工事というか、設置してもらえるのかということが1点。

それと、もう一点は、19ページ、教育費、社会教育費、ここで札響が9月19日ですか、あるのですよね。それで、この来てくださる一個団体は何名ぐらいが来るのかなと。それで、開演時間が4時ということになっているので、もしかしたら日帰りするのかなと、こういうふうに思っております。80万円で森町でこういうすばらしい札響の演奏を聞けるといことは、町民の一人として大変うれしく思っておりますけれども、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○防災交通課長（久保康人君） それでは、ただいまご質問にありました戸別受信機の設置時期についてご答弁させていただきたいというふうに思います。

早く設置できれば、それほどいろいろな部分での有効利用ができるというふうに考えてございますので、なるべく早く設置をしていきたいというふうに思っています。時期的には、10月中には何とか設置をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○社会教育課長（澤口幸男君） お答えいたします。

フル編成に近い形で、40名が団員として来町して演奏してくれる予定でございます。それから、日帰りについては、4時の設定については団員の都合もございまして、どうしても帰らなければならないと。その日のうちに来てくれて、そしてその日のうちに撤収して帰りたいという、そういう要望がございまして、こういう時間の設定になりました。よろしくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 戸別受信機は、なるべく早期に、できれば10月中にと、そういうようなことで、ありがとうございます。

それと、札響の件でございますけれども、社会教育の今月号の、いわゆる町の広報の中に冊子で入ってきたのでわかりましたのですけれども、やはりせっかくの機会ですので、多くの町民に聞いていただきたいと、これはもう当然のことでございますので、町民に対

する呼びかけをどのように、例えばチラシ入れるとか、その辺はどのように考えておられますか。

○社会教育課長（澤口幸男君） 1週間、10日後に控えた演奏会でございます、周知、それから啓蒙についてはちょっと考えるところでありましたけれども、ただ今日の補正を終えてから、手順的に承認を得てから行動を起こしたいとおっしゃったものですからこのような形になりましたが、この1週間、10日で入場者は400名ほど予定しております、それに向けてベストを尽くしたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、マスコミ、新聞等についても記事等で掲載をお願いしたり、それから新聞の折り込みについても今日承認を得たらすぐに販売所にチラシを持っていきます。それから、周知の看板等についてもこの承認を得てからすぐに手配したいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○9番（堀合哲哉君） 最近感じることでございまして、管理職の方みんな出ておりますので、一言言わせていただきたい。

最近どうも資料が少ないのです。今回見ましてもほとんどないのです。それで、今これから聞くところが資料提出しろという意味も含めてはあるのですが、そういう意味ではありませんので、気分壊さないで質問に答えてください。聞くというのは、資料ないものですから、例えば冬期就労の関係なのです。

○議長（野村 洋君） 堀合議員、ページ数ちょっと。

○9番（堀合哲哉君） 12ページ、緊急就労対策事業費960万7,000円、これは毎年やっている冬期就労事業だと私は思うのですが、もし違うのなら違うと言っていたきたいと。毎年毎年予算計上してやられていて、大変いいことをやっていると思います。ただ、中身がわかりませんので、中身全部お話ししなさいと言ったら時間、経緯もございまして。それで、私常日ごろ考えていることをお答えいただきたい。寒い中での就労対策でございます。希望者も相当いらっしゃると思います。それで、今までは希望人数以上になれば労働日を減らすという手法をとっていました。皆さん希望者は均一に、例えば10日とか12日働ける。働く方の希望として、職がない状況の方が働きに来ていると思いますので、やはり日数増やしてほしいという希望が圧倒的に多いのです。こういう時代ですから、もちろん単価の引き上げというのも当然あると思うのだけれども、そういう点考えて取り組んでいただきたいなということなのです。その点についてのお考えをお聞きしたいなということが1つ。

それから、もう一つは、同じく商工観光に入ると思うのですが、14ページの商工業振興費の関係で旅費が載っております。普通旅費で32万4,000円、これトータルすると年度当初出たのと合わすと100万ぐらいのお金になると思う。今普通旅費が引き上がって、ほかにもあります、ほかのところも。それぞれのご事情あると思うのですが、きのう私一般質問したものですから、これ町長と考え方全然違うけれども、このような個人的なものに対して、

あるいは一個のだれかさんのために、あるいは一企業のために、それで旅費を使ってもいいということにはならないと私は思っています。それが森町の産業全体の推進につながるのだというのは、こんなの暴論なのです。ですから、その点でしっかりと森の産業と結びつくような旅費の使い方ならあっていいと思う。どんどんやってほしい。でも、そういうことに私疑義を持っておりますので、その点での32万4,000円の使われ方を今後またしていくのかと。そして、その個々の人には了解をとってやっていると思うのですが、一切役場自体の関連する課との調整、打ち合わせも何もない。結局もう町長の単独なのです。商工労働観光課長がこれは職員が考えて進めていますというのなら、そう言ってくださって結構ですけども、何かブルーから始まって今回のトウモロコシの話ももう町長サイド一本なのです。私が見る限りですよ。だから、こういうやり方というのが果たしてよろしいのかと。私32万4,000円に疑いを持っているわけではありませんけれども、そういう使われ方をしっかりしていただきたいということで、商工労働観光課長のご意見をお聞かせいただきたいと。

以上です。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） お答えいたします。

まず、冬期就労の関係であります。この計上しているのは例年実施しています冬期就労対策事業であります。予定では、募集80人の予定であります。前年も80人募集しまして、応募者が86人でありました。ですが、その後の説明会のときは80人、そして実際の実労働の部分では75人に減っています。それから、労働日の延長といいますか、日数の関係であります。今各人10日の就労になっております。これについては、あくまでも冬期の除排雪という部分で今組んでおりますので、その年の雪の降り方等々ございます。それで、この点については建設課とも連絡とりながらやっておるところでございます。

次、商工費の旅費についてであります。基本的には私ども広域物産展の参加、それから特産品のPR、販売業務ということで実施しております。いろいろ付加価値の高い生産物を紹介することによって、森町のイメージのアップ、それから森町の知名度のアップ、そういうことをねらいまして、そして森町全体の生産の意欲の高揚を図っていると思っております。今回の部分についても広域物産展の参加、それから遠州森町や、そういう部分の特産品のPR販売等々を計上しております。あくまでも旅費については、我々は森町の知名度のアップ、イメージをアップ、そういう意味で活動しているつもりでございます。

終わります。

○9番（堀合哲哉君） 大枠はわかったのですが、どうも何か課長らしくない。もっとはっきり言ったほうがいいと思うのですが、それで特産品、特産品とよく出るのだ。商工観光がとらえている森町の特産品って何種類でどのぐらいあるのですか。それをお決めになっているのはどこ、だれが決めているのですか。私その辺がさっぱりわからない。それで、それを教えてほしいのと、もう一点は、きのうの一般質問したときに特産品のPRというのたくさんあったわけだ。これは、商工観光と連携とった上での特産品のあれなのですか。

今回町長、この特産品を宣伝してください、こういう方法でやっているのですか。ところが、それならば特産品を届けた相手方公表したっていいのです。守秘義務で答えないでしょう。森町の町民がこれ血税使ってやっているのです。だから、それをそれすらも言えない。特産品ってどこの何が特産品なのか、特定しているのか、それも定かでない。そういう段階にあって、もう個人的な頭の感覚だけでやっていらっしゃる。それが対象が個人になるからおかしいのだということを私申し上げている。だから、その辺お話しいただきたいなど。課長は、なかなか言いにくい面もあるかもしれませんが、特産品がまず何種類あるのか。ぜひ議長にお願いして森町の特産品の一覧出してほしいと。森町として推奨している特産品って全部出してほしい。それから、相手先も含めてはつきり明確にして、議長によろしくお願ひしたいと思います。課長、答えられる範囲で教えてください。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） お答えいたします。

今ペーパーで森町の特産品を明記しているものはございません。ただ、一般的に農産物、水産物、加工品、森町の得意とする分野です。その部分を特産品として、大きな意味で呼んでおります。

以上です。

（何事か言う者あり）

○商工労働観光課長（金谷孝己君） お答えいたします。

当然町長のほうの交際もございます。ただ、私どもさつきも言いましたが、広域物産展の出展が多うございます。それについて物産協会等々と協力しながら、森町の物産といたしますか、特産品を持参して販売しておるといのが現実であります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第8号 平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第8号について説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ126万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億8,632万4,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。4ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2特別調整交付金、節1特別調整交付金の118万2,000円の増額は、歳出で出てまいります。住民基本台帳法の改正に伴う国保業務システム改修委託料に対し全額交付されるものでございます。

次に、歳出でございますが、6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節13委託料118万2,000円は、今も説明申し上げましたように住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることになったことによる国保業務システム改修経費となっております。

次に、款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金の節23償還金利子及び割引料7万9,000円は、平成22年度分の出産育児一時金補助金の精算返還分でございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第9号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第9号について説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものでござ

います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億9,914万7,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページの歳入から説明申し上げます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節1職員給与等繰入金の19万8,000円の増は、歳出の職員手当増に伴い繰り入れするものでございます。

次に、6ページのほうをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当の19万8,000円は、職員の住居借り上げに伴い住居手当を支給するため補正するものでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第10号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第10号について説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ841万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億5,378万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金の241万8,000円は、介護給付に要する費用の道負担金の過年度精算分が入ったものでございます。

次に、款8繰入金、項3基金繰入金、目1準備基金繰入金、節1準備基金繰入金の79万

3,000円と款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金の節1繰越金520万5,000円は、歳出の償還金利子及び割引料の財源として補正するものでございます。

次に、歳出ですが、6ページをお開き願います。款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料の841万6,000円は、平成22年度国庫支出金、道支出金等の精算返還金でございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第11号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に568万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億1,093万2,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますが、款3繰入金、一般会計繰入金の増額は、電源立地地域対策交付金事業に伴うものが主なものでございます。

次に、款4繰越金につきましては、歳出でご説明いたします修繕料の財源へ充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページ、歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節11需用費は、修繕料は施設ボイラーのヒーター部分の修繕をしようとするものでございます。次に、節12役務費、節18備品購入費、節27公課費につきましては、歳入でもご説明いたしました電源立地地域対策交付金の事業により入園者受

診のためのリフトつきの福祉車を購入しようとするものでございます。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費の件費にかかわる増額は、人事異動によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第12号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ388万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,673万1,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開きください。歳入でございますが、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の388万6,000円の減額につきましては、歳出でもご説明いたしますが、人事異動に伴う件費の減額等によるものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。6ページをお開き願います。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節2給料から節7賃金までにつきましては、人事異動による件費の精査と臨時職員の雇用によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長(野村 洋君) 日程第14、議案第13号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(成田研造君) 議案第13号についてご説明いたします。

本案は、平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

第2条、平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額9億805万2,000円に6,000万円を補正し、9億6,805万2,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。平成23年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金に6,000万円を補正し、1億7,535万4,000円とするものでございます。これは、過疎地域自立促進特別事業による医師確保対策事業補助金でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第14、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第14号 平成23年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億620万6,000円に644万5,000円増額し、支出総額を4億1,265万1,000円としようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費、節の給料339万3,000円、手当137万6,000円、法定福利費167万6,000円の各増額は、人事異動に伴う職員給与費の補正となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第16、報告第1号 平成22年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 報告第1号 平成22年度森町財政健全化判断比率についてご説明いたします。

本件につきましては、平成22年度財政健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思っております。平成22年度普通会計財政健全化審査意見書でご

ございます。

中ほどの表の①、実質赤字比率でございますが、(2)の個別意見のところに載ってございますが、マイナス1.37となり、黒字となりますので、比率は記載されておられません。2番目の連結実質赤字比率、これにつきましてもマイナス7.57となり、黒字となりますので、比率は記載されてございません。3番の実質公債費比率17.4%となり、基準値の25%を下回ってございます。4番目の将来負担比率につきましては163.7%で、基準値の350%を下回ってございます。

以上、平成22年度森町財政健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

#### ◎日程第17 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第17、報告第2号 平成22年度森町資金不足比率についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○病院事務長（成田研造君） 報告第2号についてご説明いたします。

本件は、平成22年度森町資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。平成22年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足率は、基準内となっておりますが、これは公立病院特例債の発行によるものであり、計画的な返済が求められることから、経営健全に向けた取り組みが必要であるという個別意見でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○上下水道課長（石島則幸君） 本報告につきまして、平成22年度森町資金不足判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、別紙のとおり報告するものでございます。

この表は、水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見書の欄をご参照願います。

続きまして、裏面をご参照ください。この表は、下水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見書の欄をご参照ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

#### ◎日程第18 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第18、認定第1号 平成22年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認

定第3号 平成22年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成22年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第18、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会に委任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に菊地康博君、副委員長に東秀憲君が選任されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

ごめんなさい。もう一回休憩にします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

決算審査特別委員会の付託議件審査のため、9月10日から9月15日までの6日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては9月12日午前10時を開会といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月15日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 次回は、9月16日午後1時30分開会といたします。

延会 午後 0時00分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月9日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員